

44. 那覇市政功労者表彰条例施行規則

1965年9月1日
規則第21号

改正 昭和56年4月11日規則第10号
昭和57年5月1日規則第12号

平成9年12月1日規則第32号
平成14年12月27日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労章の制式)

第2条 市政功労章の制式は、第1号様式のとおりとする。

2 市政功労者は、市政功労者台帳(第2号様式)に登録する。

(市政功労章のはい用)

第3条 市政功労章は、本人に限り終身はい用する。

2 市政功労章は、左胸部にはい用するものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 那覇市政功労者記章(1961年那覇市告示第82号)は、廃止する。

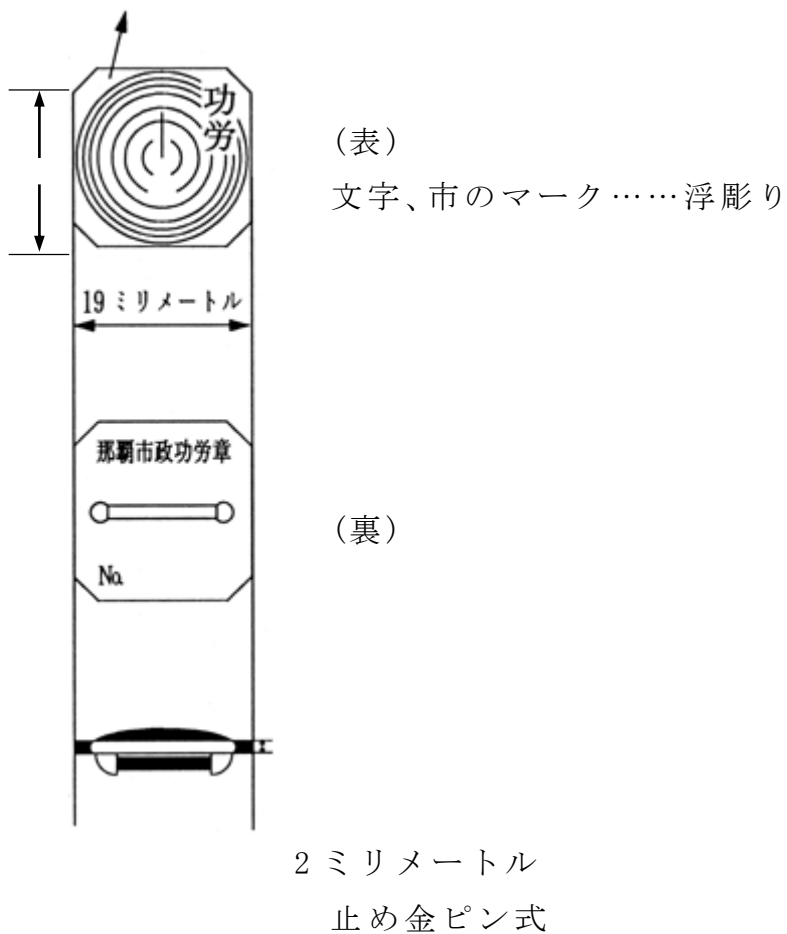
3 この規則施行前にすでに表彰を受けたものに対しては、第2条第1項に定める市政功労章を贈るものとする。

付 則(昭和56年4月11日規則第10号)～

付 則(平成14年12月27日規則第63号) [略]

第 1 号様式

那覇市政功労章(バッジ)
色(コバルト色)



台は、純銀で高級七宝焼き、本金張り仕上げ、功労の文字は、銀張り
裏面は、文字入り(那覇市政功労章 No.)
止め金は、高級ピン式

第 2 号様式

登録番号	第	号	表彰年月日	年	月	日
ふりがな						
氏名						
生年月日						
本籍						
現住所						

表彰理由